

# 柏崎市建築物等における地域産材利用促進に関する基本方針

平成25年11月6日

最終改正令和5(2023)年2月2日

この基本方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第11条第1項の規定に基づき、新潟県が定めた「建築物等における県産材利用推進に関する基本方針」（令和4年1月7日最終改正）に即して、柏崎市が整備する建築物等における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項、建築物の整備の用に供する木材の適切な供給の確保に関する基本的事項等を定めるものである。

## 第1 目的

建築物等における地域産材の利用拡大を図り、二酸化炭素吸収効果を始めとした多面的機能を有する森林の整備を促進することにより市民の快適な生活環境を確保するとともに、建築物以外においても木材需要を掘り起こし、脱炭素社会の実現への貢献や林業・木材産業の振興に寄与することを目的とする。

## 第2 用語の定義

- 1 「建築物等」とは、土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱又は壁を有するもの(付帯施設・設備含む)及び建築物以外の施設・設備・構造物関係をいう。
- 2 「公共建築物等」とは、公の建築物及び建築物以外の施設・設備・構造物関係（広義の公共的な施設）のうち別表に掲げるものをいう。
- 3 「民間建築物等」とは、国又は地方公共団体以外のもものが整備する、住宅や事務所・店舗などの非住宅の建築物（付帯施設・設備含む）及び建築物以外の施設・設備・構造物関係をいい、公共建築物等を除く。
- 4 「地域産材」とは、柏崎市内の森林から生産された木材をいう。
- 5 「県産材」とは、新潟県内の森林で生産された木材のことであり、エンジニアリングウッド（集成材、LVL、I型ビーム）等特殊材を除いて製材加工についても県内で行われたものをいう。
- 6 「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいう。
- 7 「内装等の木質化」とは、建築物の天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。
- 8 「木質バイオマス」とは、木質系の再生可能な生物由来の有機性資源をいう。
- 9 「公共土木工事」とは、公共発注土木工事をいう。

## 第3 木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

市は、法第5条に規定する市の責務を踏まえ、公共建築物や民間建築物等における等の整備に

において、地域産材又は県産材の利用に努める。

#### 第4 木材の利用の目標

- 1 公共建築物の建築に当たっては、次に掲げるものを除き、低層の公共建築物（高さ13メートル以下かつ軒高9メートル以下で、延べ床面積3,000平方メートル以下のもの）について、木造化を推進する。
  - (1) 建築基準法その他の法令、施設の設置基準等により木造化が困難な施設
  - (2) 防災上重要な施設、危険物を貯蔵又は使用する施設
  - (3) その他施設の用途、立地、耐久性及び防犯等の機能維持の観点から、木造化になじまない、又は木造化を図ることが適当でない施設
- 2 公共建築物について、木造化が困難な施設であっても、内装等の木質化を推進する。
- 3 公共建築物における備品等は、可能な限り地域産材又は県産材の利用を促進する。

#### 第5 木材の利用の促進に関し必要な事項

- 1 市は、公共建築物を整備する者、林業その他関係団体と連携し、地域産材又は県産材の利用の促進及び供給の確保を図るよう努める。
- 2 公共建築物に暖房器具、ボイラー等を設置する場合は、木質バイオマスを燃料とするものの導入の促進に努める。
- 3 市は、公共土木工事において、周囲の景観に配慮して木材利用が適当な場合は、地域産材又は県産材を利用する工法の採用に努める。

#### 第6 関係団体等に対する取組み

市は、市関係団体その他の法人等が行う公共建築物等の整備について、この基本方針の目的を踏まえて広報活動を行い、地域産材又は県産材の利用拡大を図られるよう努める。

#### 第7 木材利用の普及

- 1 市は、関係機関と連携し、品質が確保された地域産材の流通、製品に関する情報の収集及び提供に努める。
- 2 市は、公共建築物で木造化及び内装等の木質化を実施した施設において、市民に対して木と触れ合い木の良さを実感する機会を幅広く提供することにより、市民への地域産材又は県産材利用の啓発及び普及に努める。

#### 別表（公共建築物等）

	用途	仕上げ等に木質化を図る部分
建築物	学校 社会福祉施設（老人福祉施設、保育園等） 医療施設 スポーツ・文化・観光施設 公営住宅 庁舎	玄関・ロビー、廊下、居室等の床・天井材、 庇、軒裏等 机、椅子、棚その他の備品類等

	コミュニティ施設 その他これらに類する施設	
工 作 物	案内板、ベンチ、柵その他公園・土木施設等	

(留意事項)

- ※ 防火・準防火地域に指定されている区域、建築基準法の耐火・準耐火建築物要求及び内装制限に留意する。
- ※ 耐火構造が求められる建築物であっても、木造化が可能と判断されるものについては、木造化を図るよう努める。